

2019 NANPORO CHALLENGE SERIES

南幌シリーズ特別規則書

SEASON REGULATION

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟『JAF』公認のもと、2019年国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則および国際カート規則、ならびにそれに準拠した、2019年JAF国内カート競技規則および、JAF国内カート競技規則付則と規定、およびROTAX MOJO MAX Challenge Sporting Regulations、Technical Regulations 2019 MAXおよび追加の特別規則に従って開催されます。

第1章 競技会開催に関する事項

第1条 競技会の名称

2019 NANPORO CHALLENGE SERIES

第2条 競技種目

第1種競技車両によるスプリントレース

第3条 競技会のクラス区分と格式

- ・クローズド格式：MAX ノービス (Novice)
- ・クローズド格式：Senior MAX

第4条 開催日程と開催クラス

		ノービス	MAX
第1戦	5月	○	
第2戦	6月	○	
第3戦	7月	○	
第4戦	8月	○	
第5戦	9月	○	
第6戦	10月	○	

第5条 開催場所と大会事務局

南幌リバーサイドカートランド
〒069-0221空知郡南幌町夕張川河川敷内
TEL：090-8278-8159

第6条 オーガナイザーの名称と所在地

南幌スポーツカートクラブ
〒069-0236空知郡南幌町西町4丁目1-12
TEL：090-8900-7160

第7条 競技会組織委員会および審査委員会

大会公式プログラムにてご案内いたします。

第8条 競技会競技役員

大会公式プログラムにてご案内いたします。

第9条 公式通知に関する事項

本規則書に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する告知等、本規則発表後に生じた必要事項は、公式通知またはインフォメーション、アナウンスにて、迅速にご案内いたします。

第2章 競技会参加に関する事項

第10条 競技会参加に関する事項

1) 受付期間 【基本；レース開催日1ヶ月前から期限まで】

	開催日	申込期間
第1戦	4月	～4月 日(日)
第2戦	5月	～5月 日(日)
第3戦	6月	～6月 日(日)
第4戦	7月	～7月 日(日)
第5戦	8月	～8月 日(日)
第6戦	9月	～9月 日(日)

参加要項を確認し、オーガナイザーに申し込みをして下さい。

注 1) 誓約書原本にご署名の上、参加受付時に競技会事務局までお持ちください。

注 2) レース当日エントリーフィーを受け付けで現金にて支払ってください。

第11条 2018 RMC シリーズの参加定員

各クラス、決勝の参加定員は28台とします。

注1) 参加台数が3台未満(2台)の場合、当該クラスを不成立とする場合があります。

注2) ※その他の処置または対応に関しては、公式通知に示されます。

第12条 2018 RMC シリーズの参加資格

1) ドライバー資格

【MAX ノービス】 当該年度：中学1年生以上

主催者が認めた者(2020年よりはSL ライセンスまたはJAFライセンス必須)

【Senior MAX】 当該年度：14歳以上

JAF カート国内ジュニア B ライセンス、または主催者が認めたライセンス保有者

2) ピットクルー登録 全クラス16歳以上とし、ドライバー1名につき2名まで登録可能とします。

3) 参加申込書

専用エントリーシートに記載の上、お申し込みください。

注) 本大会へ出場されるドライバーは、SLO(一般社団法人カートスポーツ機構)が推進する「スポーツ安全保険」への加入が義務付けられます。※ピットクルー・メカニックの方も傷害保険加入を推奨いたします。「スポーツ安全保険」とは財団法人スポーツ安全協会が、東京海上日動火災株式会社を幹事会社とする損害保険会社10社との間に、傷害保険を一括契約する補償制度です。

第13条 2018 RMC シリーズの参加料

MAXノービス 10,000円

Senior 11,000円

【表示価格は、税込みです】

第14条 参加受理と参加拒否、誓約書への署名

1. 大会事務局は参加者に対して参加拒否をする権利を有します。
2. 参加を表明後、当日キャンセルの場合、参加料を支払う義務が生じます。
3. エントラント、ドライバー、ピット要員は参加申込用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければなりません。

第3章 競技に関する事項

第15条 参加車両

2019年 J A F 国内カート競技車両規定および、ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Sporting Regulations 2019 および、ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2019と、2019年大会特別規則の車両規定に従って開催されます。

第16条 自動計測装置(トランスポンダー)

- 1) 参加者は、オーガナイザーより貸し出された自動計測装置(トランスポンダー)を使用することとします。

トランスポンダーは競技終了後すみやかに返却してください。万が一破損、紛失した場合、1個につき32,400円(税込)をオーガナイザーまたは、計測器所有者へ支払っていただきます。

※高価な計測装置につきご理解賜りますようお願いいたします

- 2) 貸し出した自動計測器(トランスポンダー)に計測不良がおきた場合、レース中の交換可能な時間を判断し、別な自動計測器(トランスポンダー)に交換します。その場合もゼッケン番号に変更はありません。

- 3) 自動計測器(トランスポンダー)の配布は選手受付時におこないます。また、貸出した自動計測器(トランスポンダー)の返却は決勝ヒート終了後、パルクフェルメでおこないます。 ※マイホルダーの方は機器のみ返却してください

第17条 競技番号の指定（ゼッケン）

カート車両の前後およびサイドボックス両側に取り付けることとします。

※ベースサイズ 縦17cm以上、数字 縦15cm以上

選手各自でご準備ください。既製品や自己作成可

1) 各クラス：黄色ベースに黒文字とし、数字の形に制限はありませんが、見やすいものとします。

2) 各クラスとも、指定範囲の中から希望のゼッケンを選択できます。

ただし、希望番号が重複した場合は先着順とします。

前年付けていたゼッケンナンバーを使用したい場合、主催者に確認してください

3) 各クラスのゼッケンは、1番から99番の範囲といたします。

第18条 ブリーフィング【ドライバーズミーティング】

参加ドライバーおよびエントラントは、必ずドライバーブリーフィングに参加しなくてはなりません。ブリーフィングに参加しない場合は、ペナルティの対象となります。

第19条 ダミーグリッド関連

レース参加選手はタイムスケジュールに準じ、指定のダミーグリッドにて出走準備をしなくてはなりません。

※基本、ゲートクローズ時間は設定いたしません

ダミーグリッドに整列した後は、メカニック作業は禁止され、部品の交換、給油、ケミカル用品の使用等も禁止されます。

これに違反した場合、出走を取り消され、当該ヒート失格か走行後の順位に対しペナルティが課せられます。

また、ダミーグリッドではエンジンの始動チェックが行えますが、エンジンのから吹かしは禁止されています。

エンジンのから吹かしは、指定の場所または主催者側からの通知により行えます。

これに違反したドライバーに対して出走後のペナルティ対象となります。

第20条 シリーズのレース方式

22条 RMC シリーズのレース方式 レースは、タイムトライアル、予選ヒート、（プレファイナル）、ファイナルとし、ファイナルヒートの結果により最終順位を決定します。レース方式の詳細や、周回数等の変更がある場合、公式通知にて発表します。

第21条 公式練習

JAF国内カート競技規則カート競技会運営に関する規定第6章第23条」に基づき公式練習を行います。すべてのドライバーは公式練習に参加しなければなりません。またピットアウトスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認められます。ピットインおよびピットエリア作業は認められます。

※万が一、公式練習に参加する意思がない場合は、レース除外となります

第22条 タイムトライアル

1) すべてのドライバーは、公式通知に記載された時間内で、タイムトライアルに参加しなければなりません。タイムトライアルに参加しない場合は、ノータイムとなり、予選ヒートは、最後尾スタートとなります。

2) 各クラスの参加台数が、フルグリッド台数を越えない限り、参加台数同時にタイムトライアルを行います。

3) タイムトライアルは以下のいずれかの方法で行います。

〔タイムトライアル7分間計測〕

7分間のタイムトライアル時間を設けて、その時間内でのベストタイム方式といたします。

ただし、ベストタイムが同タイムの場合はセカンドタイムを採用します。

第23条 予選ヒート方式

1) グリッドは、タイムトライアルで記録した、成績順のスタートとします。

2) 予選ヒートの周回数

ノービスクラス 15周

シニアクラス 12周

※ご注意

天候急変やアクシデント等の諸事情で、タイムトライアル、予選、決勝を含む各クラスのスタート順や周回数が変更になる場合があります。

公式のタイムスケジュールが、大幅に変更になる場合、公式通知で発表します。

3) 通常の予選ヒートは、1回実施し、成績順で次ヒートへ進みます。

第24条 シリーズのプレファイナルヒート

- 1) グリッドは、予選ヒートを通過した成績順によって決定されます。
- 2) プレファイナルの周回数
シニアクラス 12周

第25条 シリーズのファイナルヒート

- 1) 決勝のポールポジション獲得者は、シリーズポイントに3ポイントを加算します。
- 2) グリッドは、予選ヒートまたは、プレファイナルを通過した成績順によって決定されます。
- 3) ファイナルヒートの周回数
ノービスクラス 18周
シニアクラス 16周
- 4) 決勝で同着の場合は、その順位を各対象者に与えます。例；2着が2名いた場合 ⇒ 1位、2位、2位、4位…

第26条 スタート

- 1) 全クラス、スタート方式はローリング（2列の隊列）スタートとします。
公式練習、タイムトライアル、予選またはプレファイナルはダミーグリッドからコースインとなります。
ファイナルは合図が出てからコース内に侵入し、進行方法に向かって指示された場所を先頭に隊列を並べます。
また、車両をグリッドに置いたあとは、コース内からカートスタンドを速やかにピットエリアに移動してください。
ローリング中のドライバーは低速走行し、円滑な隊列を守りながらスタートラインへ向かいます。
ポールポジションとセカンドポジションのドライバーは、ローリングラップのペースを保ち、隊列を整える義務を守りながらホームストレートへ向かいます。
25M ラインを超え、各選手のグリッドの位置が確認できて、信号灯的消灯により、スタートの合図が出ます。
- 2) ローリング隊列は、スタートラインの25m 手前に引かれたイエローラインを自分のカートが通過するまで急加速を禁止します。
これに違反した場合はペナルティが課せられる場合があります。
また、隊列のグリッドを大きく乱し、赤旗によって競技が中断されるような行為をした場合、その対象ドライバーは最後にグリッドを下げる場合があります。

- 3) ローリングラップ開始後、スタート信号灯にレッドライトが点灯され、隊列が整ったと判断した場合、レッドライトを消灯してスタート合図を行います。
スタートができずローリングラップをさらに1周行う場合には、レッドライトの点灯を続けます。
このときドライバーは手を上げ、もう1週の合図を出し、再びスタートの合図が出るまでグリッドポジションの変更や追い越しをしてはなりません。
これに違反した場合はペナルティの対象となります。
※信号灯の消灯と同じタイミングで、ピットエリアにスタートを知らせるため日章旗を振ります。
- 4) すべてのクラスにおいて、隊列がスタートライン手前25mラインを過ぎて、スタート合図が出れば、隊列の誘導白線をカットしても問題ありません。
ただし、スタートの合図が出る前に、誘導白線をまたぐように車体半分以上はみ出したり、隣のカートと接触するような行為をした場合は積極的な白黒旗が提示され、ペナルティの対象となります。ペナルティに関しては、ヒート後に順位降格やタイム加算をいたします。
- 5) ローリングラップ中に、隊列から大きく遅れたと判断されたドライバーに対し、白地に赤×（バツテン）ボードが提示され、そのドライバーは隊列の最後尾に着かなくてはなりません。 ※ミススタートとなった場合も解消されません。
- 6) ローリングラップ中にストップしてしまった場合は、確実に全車通過後、安全に自力で再スタートできた場合に限り、隊列の最後尾につくことができます。
ただし、危険地帯での停止等の場合、オフィシャルが手を貸しコースをクリアにする場合があり、この場合の再スタートの判断は競技長が決定する場合があります。
- 7) ローリングの隊列に遅れたドライバーは、コース内でスピード調整をして、隊列の前からペースを落とし自分のグリッドに戻ることはできません。
前方から戻った場合は、ドライバーに黒旗が振られ失格となります。
- 8) ローリングラップ中の追い越し禁止区間は、7コーナーからスタートラインまでとし、かつ最終コーナーからイエローライン（スタートライン手前25mライン）までは加速をしてはなりません。
追い越し禁止区間の始まりは、7コーナー進入手前左右に設置してある赤いパイロンが目印です。
この区間に入って、ポジション復帰のため追い越しをするとペナルティとなります。

- 9) スタート後、先頭のカー트가1周目を終了するまでにスタートラインを越えないカー트는、そのヒートに出走することはできません。
またローリング（隊列）ラップ中の先頭車両が、7コーナー進入手前のコース両サイドに設置されたパイロンパイロンを直線で結んだラインに差しかかった時点で、ピットエリアからの出走はできません。
- 10) 不出走やローリングラップ中に停止したカー트가いた位置が空席となったグリッドは、他のカー트によって詰めてはならず、スタートラインを通過するまで空席が維持されなければなりません。
- 11) 以下の対象者は、赤旗中断後の再スタート時のグリッドは、最後尾とします。
- (1)ローリングラップ中の隊列を著しく乱す走行、ポジションを守れない走行によって、スタートが切れない場合、その対象者は最後尾スタートとする場合があります。
 - (2)ローリングラップ走行中、単なるドライバーの運転ミスや車両トラブルによって、競技を継続できないような原因を発生させ、競技を遅らせた対象者。

対象ドライバーが複数いた場合のスタート順は、ゼッケンナンバー順とします。

第27条 その他競技に関する注意事項

- 1) ドライバーは、危険回避義務があることを十分に理解しなければなりません。
- 2) 停止車両がドライバー自身によって、再スタートならびに車両移動ができないと判断された場合、オフィシャルの手によって、安全な場所に車両を移動する場合があります。
この場合、通常はレースリタイアとなり競技が終了します。また、危険地帯での停止、多重クラッシュによる車両の重なり等をオフィシャルが手を貸し救済補助する場合があります。このあとレースに戻れるかどうかは競技委員の判断による場合があります。
必ずしもオフィシャルが手を貸したことによって、リタイアというのではなく、安全を第一に考えて競技を進行させることをしてください。

基本規則は、公式練習、タイムトライアルおよびレース中にスピン等で車両が停止した場合は、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合のみレースに復帰できるものとします。

復帰するための最小限の方向転換は認められます。

- 3) 通常は、リアタイヤが地面に接地した状態(リアタイヤが常に地面に接触した状態)でのみエンジン始動動作チェックが認められます。季節によっては、エンジン暖気場所をダミーグリッド内とし、カートスタンドに乗せたまま、エンジンの暖気や動作チェックが認められます。
また、ピット・パドックでのエンジン始動は禁止とし、エンジンの始動、動作チェックについては公式通知にて案内します。
- 4) ピットインする場合はピットロードを必ず徐行しなければなりません。
徐行を怠った場合や危険な走行はペナルティを課せられることがあります。
また、ピットインした場合はいかなる理由であっても必ずピットエリア内でストップし、エンジンを停止しなければなりません。再スタートはその後認められます。
ただし、ピットエリア外やパドックに入った場合はレースリタイアとなります。
- 5) ピットサインが出せる位置は、指定されたサインエリアのみとし、ローリングの隊列がコースインしたときから、隊列がスタートを切って1コーナーを過ぎるまで、ピットクルーのサインエリアへの立ち入りは禁止とします。
- 6) ショートカットはオフィシャルの指示がない限り禁止となります。ショートカットをした場合、ペナルティの対象とします。ショートカットについての解釈は、走路でない場所を走行したドライバーが、その行為により有利になる状態が発生した場合を示します。
- 7) レース残りわずかな周回で、コース上に停止したカートがチェッカーを受けられるのは、1位のカートがチェッカーを受け、2分以内までとします。
- 8) レースを終えたカートは、パルクフェルメで車両検査をおこない、車両の適合、不適合を競技委員、車検委員が審議し判断します。
- 9) 悪天候やレース進行上のトラブルによりクラス出走順を入れ替える場合があります。また赤旗によりレース中断した場合も同様の措置をとる場合があります。
- 10) 各ヒートのスタート定刻までにダミーグリッドに来ていないカートがいたとしても、時間通りにコースインとします。
この場合、公式のタイムスケジュールが早まった場合や遅れている場合に関しては、アナウンスにてスタート時間をお知らせします。

第28条 ドライバーの装備品

1) レーシングスーツとフルフェイスヘルメット

レーシングスーツはC I K/F I A (FMK)公認またはJ A F公認のレーシングスーツ着用が義務付けられます。

※S Lカートミーティングクラスやイベントクラスで過去に公認実績があれば使用できます。ただし、汚れ、ほつれ、穴の開いていない清潔なものとしします。

ヘルメットは規格公認品を使用し、保護の役割を果たさないと判断した場合や著しく損傷しているものは使用不可としします。

2) C I K公認ジュニア用ヘルメットの装着について

15歳以下のドライバーに対し、C I K公認ジュニア用ヘルメットの装着を強く推奨します。

3) 捨てバイザーの使用は認められますが、コース上に投げ捨てることは一切禁止としします。また、走行中に外れかけている場合や、オフィシャルが判断した場合は、オレンジボールの対象となりますので、ご注意ください。

第29条 信号旗

「J A F国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第3章に従ってください。

1) 『白地に赤バツテンのボード』

ローリング隊列から大きく遅れたと判断され、白地に赤バツテンボードが提示されたドライバーは最後尾に着かなければなりません。対象者は、スタートが切られるまで最後尾を維持します。

2) 『緑旗』

(1) ダミーグリッドからのスタート合図は緑旗（グリーンフラッグ）を用います。

(2) イエローフラッグ（追い越し禁止）解除に用います。

イエローフラッグ提示ポストから、追い越し禁止解除ポストで、グリーンフラッグを提示します。

3) 『白黒旗』

以下の場合、対象ドライバーに対し、積極的に白黒旗が提示されます。

(1) ローリングスピード落とさないドライバー

(2) ローリング隊列の自己ポジションを無視して乱すドライバー

またスタート後に、同じドライバーが白黒旗の対象になるような行為をした場合、そのヒートで白黒旗累積2回になり黒旗が提示され失格となります。

※白黒旗は、その他のヒートには累積されません。

4) 競技旗や白地に赤バツテンのボード、その他の合図は基本ホームストレートにてコース委員長や競技委員が提示します。

それ以外の方法を取り入れる場合は、公式通知にて示します。

5) 競技中に、吸気、排気装置にトラブル・脱落が発生した場合、ただちに安全な場所へ停止するか、パドックに入って競技を終了しなくてはなりません。

競技を続行している場合、そのドライバーに黒旗の提示を行い、競技を強制終了させます。

※ただし、安全上問題がある場合は、その限りではありません

注) 安全上問題がある場合、オレンジボール旗で修理させる場合もあります

6) 『黒旗』

ドライバーに対し、レースを強制終了し、競技長の元に来てくださいという意味で、黒旗は即失格ではなく、違反の内容を確認し、競技の裁定を告げます。

第30条 給油

レース中のピットエリアおよびコース上での給油は禁止とします。緊急時、走行準備のため給油する場合は、ピットエリアのみとなります。

※レース赤旗中断の場合、給油は競技長より指示があるまで出来ません。

第31条 燃料（ガソリン）の指定と検査

「JAF国内カート競技車両規則」第2章 第25条 に準じ、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなければなりません。

注）競技によって、使用する燃料の購入先を指定される場合があります

第32条 レースの中断

「JAF国内カート競技規則 カート競技運営に関する規定」第9章 第35条「レースの中断」に準じ、赤旗提示の場合ドライバーは直ちに速度を落とし、レースを中断するため追い越しをせず、オフィシャル指示に従い停止

できる体制で、ホームストレート上のスタートライン手前で徐行して停止します。

その場合、センターを空けて危険を回避することに努めてください。競技長の指示があるまでピットクルーは

グリッド上への介入および車両の整備をおこなってははいけません。

また、工具を用いた修理等は一切禁止されます。修復が必要になったカートは、ピットエリアで修理し

レースに復帰できる場合があります。

赤旗後の処置対応については、予選やプレファイナル含と決勝で裁定が異なりますので、公式通知にて発表いたします。

第33条 レース終了

1) 決勝ヒート着順1位のドライバーがフィニッシュライン通過後2分以内にカートが同ラインを通過した

ドライバーに対してチェッカーフラッグが振られます。

2) 先頭車両にチェッカーフラッグが提示された時点で、ピットロード出口はクローズ となりピットエリアに

とどまっているカートは、再度コースインは認められません。

3) 車両を押してチェッカーフラッグを受けることは認められません。

4) レース終了後のダブルチェッカーは嚴重警告となります。

第34条 完走

完走とは、1位のドライバーがフィニッシュライン（ゴールライン）を通過後、2分以内にカートが自力でフィニッシュライン（ゴールライン）を通過すれば、そのラップまでが加算されます。

また、チェッカーフラッグに関係なく、規定周回数の1/2以上を完了していること。

ただし、車両検査で適合しなければなりません。

第35条 順位の設定

レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定されます。

- (1)完走者（チェッカーを受けたドライバーで車検を通過したドライバー）
- (2)完走者（チェッカーを受けていないドライバーで、車検を通過したドライバー）
- (3)不完走者（完走扱いにはならないが、車検を通過したドライバー）
- (4)エンジン交換規定により、最後尾スタートとなったドライバー
- (5)失格者（順位はつかず、リザルトには掲載される）
- (6)不出走者（順位はつかず、リザルトには掲載される出走できなかった者）

※上記対象者が複数の場合は、ゼッケン順で並べます。

※ペナルティ対象の選手がDNF選手より順位が下回る場合は、DNF選手を優先とします。

第36条 車両保管および公式車両検査

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定第3章に基づき、車両検査が行われます。
- 2) 公式車検の日時および場所は公式通知にて通知いたします。
- 3) 公式車検は時間内で締め切ります。公式時間を厳守お願いします
- 4) 各ヒート終了時には必備部品が備わっているものとします。
- 5) 決勝レース終了後は、指定車両に対し車両保管および再車両検査を行います。
- 6) 車両保管の時間は決勝レース終了後30分以上とし、所定の場所で行われます。
保管中は技術委員の指示があるまでは保管カートに一切触れてはなりません。

- 7) 車両保管解除後は、車両をすみやかに引き上げなければなりません。
- 8) 技術委員長は、スタートした全ての車両に対して検査を行なう権限を持ち、技術委員長より検査の指示があった場合は、参加者もしくは登録されたピットクルーが責任を持って、車両やエンジンの分解および組み立てを行うこととします。
車検対象車両やエンジンの検査終了後は、すみやかにエンジン、部品、工具類など一式を必ず引き上げなくてはなりません。
- 9) 本条項の検査に応じない場合は失格とします。
- 10) 記条項の違反者に対して、大会競技ジャッジ委員会の決定するペナルティが課せられます。

第37条 審判員 [競技オフィシャル]

- 1) 「JAF国内競技規則」10-20に基づく審判員の判定は、本大会特別規則を参照に実施します。
- 2) 審判員 [競技オフィシャル] の氏名は、公式プログラムもしくは、公式通知で示されます。

第4章 抗議に関する事項

第38条 抗議

- 1) 「JAF国内カート競技規則」第13章に基づき、抗議は書面にて抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとします。
 - (1) 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、車両検査後15分以内とします。
 - (2) 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とします。
 - (3) 競技の成績に関する抗議はその発表後30分以内とします。

- 2) 大会運営役員に対する各抗議はエントラントのみ受け付けるものとし、抗議料は、現金20,300円とします。
(JAF国内カート競技規則・付則、カート競技に関する申請・登録等手数料規定に関する第8条に基づく)

提出された抗議により再車検等を実施し、その抗議が成立した場合には再車検等の要した費用ならびに組み立て費用は被抗議者であるエントラントおよびドライバーの負担とし、これと反対に、当該車両等が規則通りのものであることが判明した場合は、抗議提出者がそれらの費用を負担しなければならず、費用の算定については技術委員長に委ねられます。

- 3) エントラント及びドライバーの遵守事項

(1) エントラントは自己の係る全ての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有します。

(2) エントラント、ドライバー及びピットクルーは本特別規則の下で開催される競技会中に生じた事態についてコースの所有者、主催者とその関係者及び大会役員に対していかなる責任も追及できません。

- 4) エントラント、ドライバー及びピットクルーは、競技委員やレースジャッジに対し、スポーツマンらしからぬ行為や不謹慎な言葉遣い、暴言、威圧、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とします。

- 5) 規則の解釈

本規則ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものといたします。

第5章 賞典およびシリーズに関する事項

第39条 賞典と副賞

- 1) 決勝の順位によって賞典対象を決定します。
- 2) 賞典はドライバーに対して行われます。

第40条 シリーズポイント

- 1) シリーズポイント(与えられる得点は次頁表を適用します)は、RMCシリーズクラスの決勝レース完走者(規定周回数の1/2以上を走行し、車両検査で適合を受けたドライバー)のみに与えられ、不完走者、失格者および不出走者には与えられません。

- 2) 決勝ヒートにおいて、ポールポジションのドライバーに3ポイントが加算されます。ただし対象者が適合車両、エンジンでなかった場合は、付与されません。
- 3) 全戦出場者には、ボーナスポイントとして5ポイント加算します。
- 4) 最終戦出場者には、ボーナスポイントとして、獲得ポイントを1.2倍加算します。
- 5) 通常、シリーズ戦ポイントは、開催大会数より、1つ少ない大会の上位ポイントを有効とします。
- 6) 獲得ポイントが同一の場合は、以下の順で決定いたします。
- (1) 上位入賞回数の多い者。
 - (2) ポイント、上位入賞回数と同じ場合は、最終戦の成績が上位の者。
 - (3) 出場回数が多い者。

[通常のシリーズポイント表]

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1	25	8	13	15	6
2	22	9	12	16	5
3	20	10	11	17	4
4	18	11	10	18	3
5	16	12	9	19	2
6	15	13	8	20	1
7	14	14	7		

最終戦は、以下の表の通り決勝成績の獲得ポイントを1.2倍とします。

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1	30	8	15.6	15	7.2
2	26.4	9	14.4	16	6
3	24	10	13.2	17	4.8
4	21.6	11	12	18	3.6
5	19.2	12	10.8	19	2.4
6	18	13	9.6	20	1.2
7	16.8	14	8.4		

第41条 シリーズの成立とシリーズ賞典

1) RMC シリーズの成立

4大会の開催でシリーズ成立とします。

2) シリーズ賞典；正賞

各クラスのシリーズランキング1位～3位までに、シリーズ賞が与えられます。

3) 副賞 RMC シリーズ 各クラス

シリーズチャンピオン

チャンピオン盾と記念品を贈呈

シリーズ2位から3位

記念の盾と記念品を贈呈

第6章 広告に関する事項

第42条 競技と広告について

- 1) ナンバープレートに広告を表示することは認められません。
- 3) オーガナイザーは次の者に対し抹消する権限を有しドライバーはこれを否定することはできません。
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 政治、宗教に関連したもの
 - (3) 本競技会と関係するスポンサーと競合するもの

第43条 肖像権および個人情報に関する事項

1) 肖像権

主催者、共催者、およびこれらの指定した第三者は、参加者の写真その他の肖像、参加車両の写真、デジタル画像、音声、映像等を Web-site、報道、放送、出版等に用いることができます。

2) 個人情報

レース並びに共催者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、レースイベント参加者の個人的情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

【業務内容】

レースイベントの受付、レースイベントのプログラム作成、レースイベントの状況撮影、レースイベントのリザルト（成績表）作成、保険加入有無の確認、その他、レースイベントを円滑に行うことができる業務およびこれらに付随する業務。

【利用目的】

- 1) レースイベント事務手続きを行うため
- 2) レースイベント参加者の個人成績を公表するため
- 3) レースイベント内容を、インターネットやブログ、その他のデジタルツールで情報を公開するため
- 4) レースイベントの状況動画や画像配信をおこなうため
- 5) レースイベント中に事故があった場合、関係各所にて保険処理をおこなうため

第7章 ペナルティ〔罰則〕に関する事項

第44条 ペナルティ

- 1) 2018年競技規則に基づく危険・反則行為に対し、ペナルティを課します。ペナルティの判断は、競技長からの報告を受け、審査委員長（審査委員会含む）によって、国内格式競技罰則や各主催者で採用の罰則の資料に基づき決定されます。
- 2) ドライバーサインを怠ったドライバーやドライバーマナーを厳守していないドライバーに対し、注意、警告とします。大会競技委員室まで来ていただきます。
- 3) 定められた方向とは逆に走行した場合ペナルティを課します。
- 4) 指定された作業エリア以外での作業にペナルティを課します。
- 5) 競技会中の反則行為について、ドライバーを停止させることなくペナルティを課す場合があります。

第45条 その他一般事項

- 1) 変更事項が生じた場合は公式通知にて通知します。
- 2) 技術委員に承認されたデータロガー(データ蓄積装置)およびタコメーターの使用は可能とします。
- 3) オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止する事ができます。
- 3) オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止する事ができます。
なおエントラント、ドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を有しません。
さらに、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する 権限もあわせて保有するものとします。
これに対する抗議は認められません
- 4) パドック、ピット、ピットエリア内での火気の使用は禁止されます。
※施設の告知や注意事項を守ってください。また、ゴミの不法投棄をした場合は 施設内に投棄したすべてのゴミを必ず後日でも処理していただきます。
- 5) 指定された場所以外での喫煙は禁止されます。
- 6) 使用するピット・パドックは主催者側で指定させていただきます。
- 7) 競技中のレースアナウンスは、サービスの一環としておこなっているものであり、競技成績の暫定や正式との食い違いがあったとしても、審査委員会と計時による競技最終結果〔リザルト〕が優先されます。

第46条 損害補償

1. すべての参加者は、自己の過失により、施設の器材、計測器等、その他諸々に損害を与えた場合は、その損害について責任を負うこととします。
2. 主催者および大会役員の業務遂行により起きたドライバーおよびピット要員の死亡、負傷および車両の損害に対して主催、後援、協力、協賛するものおよび大会役員は一切の補償責任を負わないものとします。

第47条 本規則書の解釈

本規則書ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終的なものとみなします。

第48条 本規則書に記載されていない事項

本規則書に記載されていない事項は、2019 F I A (国際自動車連盟)の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠した2019年 J A F (日本自動車連盟)国内競技規則とJ A F 国内カート競技規則、2019年 本大会特別規則書とその車両規定、ROTAX MOJO MAX Challenge Sporting Regulations、Technical Regulations 2018 MAXの車両規定に準拠します。

第8章 カートに関する事項

第49条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは車両申告書に登録済みのものとし、次の個数が登録できます。

対象クラス	シャシー	エンジン	タイヤ
ノービス	1台	1基	ドライ・ウェット 1セット
シニアクラス		2基	ウェットは以下事項確認

【エンジン登録注意事項】

注1) 登録できるエンジンが1基までのクラスに関しては以下の通りとします

1) 公式練習後にエンジン交換をする場合、技術委員確認立ち合いのもと、大会審査委員会の承認を得て、別なエンジンに 1 回のみ登録を変更することが可能です。

※1 選手のエンジン交換は、1 日 1 回のみです

この場合、タイムトライアルには出走できますが、エンジン交換した選手のタイムリザルトは、反映されることはなく、ノータイムとなり、予選ヒートのグリッドは 最後尾スタートとなります。

2) タイムトライアル、予選後にエンジン交換が生じた場合、技術委員確認立ち合いのもと、大会審査委員会の承認を得て、別なエンジンに 1 回のみ登録を変更することが可能です。

この場合、次のヒートのグリッドは最後尾スタートとなります。

3) エンジン交換によって、最後尾スタートの車両が複数いる場合、次ヒートのスタートは、エンジン交換申請書提出順にグリッドを決定します。

注2) 登録できるエンジンが2基までのクラスに関して、規定に合致する仕様のエンジンを2基まで登録することが可能です。

注3) 登録できるエンジンが2基までのクラスに関して、公式練習後やその他のヒート後に、エンジン交換が生じた場合、登録内のエンジンに交換が可能です。（技術委員長の確認、立ち合いは不要）

注4) 登録できるエンジンが2基までのクラスに関して、エンジンを1基しか登録していなかった場合、公式練習、タイムトライアル、予選、プレファイナル等の後に、エンジン交換が生じてエンジンを追加登録する場合は、技術委員確認立ち合いのもと、大会審査委員会の承認を得て、別なエンジンに 1 回のみ登録を変更することが可能です。

※必ず、エンジン追加登録の手続きを事務局に提出してください

注5) MAX チャレンジクラスのみ、シェアするエンジンに関しては、双方のドライバーがエンジン登録書にシェアすることを記入しなくてはなりません。

注6) 車検対象となるドライバーが、交換エンジン、再登録エンジン、シェアエンジンいずれかでレースを終了した場合、交換した登録エンジン、シェアエンジン、使用部品すべてが対象となります。

注7) エンジンの変更(交換)申請は、各ヒートのスタート20分前までとします。

注8) エンジン交換によって、最後尾スタートの車両が複数いる場合、次ヒートのスタートはゼッケン順にグリッドを決定します。

※【ウエットタイヤ注意事項】

使用できるウエットタイヤは1セットとします。

ただし、路面コンディションの著しい変化によって、使用していたウエットタイヤの性能が安全を確保できない場合、審査委員会が判断し、全員がもう1セット使用できることがあります。

また新品のウエットタイヤ使用開始時期について、登録したウエットタイヤはイコールコンディションを保つため、新品の状態からタイムトライアルから使用という場合や公式練習から使用ができるという場合があります。

第50条 カート

カート車両は本特別規則書技術規定に合致した車両であることとします。

事前検査において、万が一不具合があった場合は、速やかに修復するか、または交換が必要となります。

指摘された不具合が修復できない場合は競技に参加できません。

第51条 タイヤ

1) 各クラスは、公式練習に登録していないタイヤを使用することができます。

2) 公式練習中のタイヤ交換は認められます。

3) タイムトライアル後、主催者がタイヤマーキングを行い封印します。

タイヤマーキングは車検までに参加者がゼッケンをタイヤの両側面に記入することとします。

封印登録したタイヤは、4)の事項以外交換できません。

4) 不慮のトラブル(バースト、その他のタイヤへの損傷)の場合、技術委員長承認のもとに1本のみ交換が認められます。

その場合の差し替えのタイヤは中古の同等品とします。

5) 公式練習とタイムトライアルが連動している場合、登録したドライタイヤ(雨天時はウエットタイヤ)を、公式練習から使用することになる場合があります。

この場合、必ず公式通知で発表されます。必ず、ゼッケン記入済の封印されたタイヤを使用してください。

- 6) レース当日、路面コンディションが微妙で、ドライかウエットタイヤを使用するか？の判断に迷う意場合、どちらの登録タイヤを使用するかは、エントラント、選手の判断任せる場合と、間違いなくウエットタイヤを使用する路面コンディションの場合、イコールコンディションを保つため、新品タイヤでコントロールする場合があります。
- 7) ノービスクラスの使用タイヤは、路面コンディションによってコントロールされます。この場合、主催者側よりスタートに間に合うよう30分前をめどに、使用タイヤのコンパウンドをアナウンスします。

第52条 最低重量

最低重量は以下の通りとします。

クラス	最低重量
ノービス	155kg
シニアマックス	160kg

【重量規定調整用ウエイトに関して】

最低重量を満たすためにウエイトを取り付ける場合、ウエイトは全て固形の材料を用い、直径最小6mmの少なくとも2本のボルト用いてシャシーまたはシートに取り付けなければなりません。

取り付け方法が危険な場合、そのカートの所有者またはドライバーに対して、取り外し、または、再固定を命じる場合があります。

第53条 インテークサイレンサー

各クラスは、ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Sporting Regulations 2019、ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Technical Regulations 2019 を参照し、合致したモデルを使用してください。

またインテークサイレンサーの空気取り入れ口付近に、空気の流れを変える装置や整流板、導風板等を取り付けることは禁止されます。

それに類する装着物が発見された場合は取り外しが命ぜられます。

ウエットコンディションで、吸気口の雨カバーやインテークサイレンサー周辺の雨進入防止板を装着する場合、ウエットタイヤ装着時限定となります。

ウエットタイヤを装着していない時に、同様のものが車体に取り付けられていたことが判明した場合、車両不具合となり、車両違反の対象となります。

第54条 外装品・タイヤ位置規定

前後輪ともカウル等の外装品とリアプロテクション（過去に公認取得済みのものに関しても使用可能）の装着を義務付けます。

またタイヤ位置は、ドライ・ウエットを問わず、前後輪ともカウル外装品とリアプロテクションの一番外側から1mm以上外にでていることとします。

第55条 外装品規定

車両に取り付ける外装品は、過去に公認取得済みのものが使用可能となります。取り付ける際の加工や改造は禁止されます。

シニアクラスは最新の、CIK 公認 2015-2020 のフロントフェアリングを必備とします。

注) CIK公認2015-2020のフロントカウルを装着している場合、正しい装着状態でなかった場合、いかなる理由でも5秒加算のペナルティになります。

第56条 ブレーキ

フットペダルによって両方のリアホイールに同時かつ有効に作動しなければなりません。

各クラスにおいて、フロントブレーキ付きシャシーの使用を禁止します。

注) フロントハンドブレーキは、主催者が認めた者のみ使用許可します。 ※ただし、一般市販品や純正品に限ります。

第57条 ブレーキダクト装着の許可

ブレーキダクトの装着はシャシーのブレーキ側に1本のみとし、ダクトに使用出来る材質は、柔軟で割れにくいプラスチック素材または、アルミ製の方向が変えられるジャバラ状の筒で、空気の吸気部が丸形状ものは円周、四角のものは四辺で計測し60cm以内とします。

空気通路部分は円周・四辺で計測し30cm以内とします。※取り付け方法、使用許可品はJAF規則に準じます。

第58条 ネックガードおよびリブプロテクター

13歳（中学生）以上のドライバーは、ネックガードおよびリブプロテクターの装着を強く推奨します。

第59条 ラジエター

- 1) 各クラスは、ROTAX MOJO MAX CHALLENGE Sporting Regulations 2019、ROTAXMAX CHALLENGE Technical Regulations 2019を参照し、合致したモデルを使用してください
- 2) シャッターカバー（温度調整用カバー）の取り付けは認められます。但し、純正品に限られ、強固に固定されていること。装着状態は車検員に確認され、不具合がある場合は再度、取り付け方法を指示される場合や取り外しを指摘されることがあります。
- 3) 冷却水は水のみとし、不凍液やそれに相当する液体の使用は認められません。
- 4) 冷却調整の為に、ガムテープを使用する場合は、ラジエターに対して1周巻き以上に貼り付け、はがれることのないようにしてください。

第60条 テレコミュニケーション

コース上のドライバーとそれ以外の者との間で連絡ができるテレコミュニケーション（遠隔通話装置、無線装置など）の使用は、公式練習から決勝ヒートまで禁止となります。

この事項に対する抗議は一切受け付けられません。

第61条 空力装置、補強部品、安全ガード、一般市販オプション品

※取り付け方法、使用許可品は、2018年 J A F 規則に準じます。

第9章 クラス別規定

[カテゴリー名称 ; Senior MAX]

- 1) エンジン : ROTAX FR125MAX (Senior MAX, MAX Masters)、ROTAXFR125MAX JR (Junior MAX) とし一切の変更・改造は禁止され市販状態とします。補記類も純正品とし変更・改造は禁止され取り付けもメーカー指定通りとします。
- 2) 使用するパーツは純正品に限ります。ただし、以下の変更は認められます。
 - ① ベースガスケット : 使用数およびサイズは自由とします。
 - ② スキッシュ : 最小値 1.00mm
 - ③ インテークサイレンサー : 純正品 Version2 の本体を使用すること
中に装着するエアフィルターは、ROTAX 純正の、1層構造の黒色、2層構造の緑/オレンジ、2層構造の緑/濃い緑“Twin Air”の3種類いずれかを使用すること。
※ただし、エアフィルターの加工、改造は禁止されます。
 - ④ バッテリー : 純正品を使用し、シャシーのメインパイプにホルダーを使用して取り付けなければなりません。
- 3) キャブレター : 純正品のデロルトキャブレターVHSB34XSとし無改造とします。
- 4) マフラー : 純正品を使用し、消音装置の消音部材のみ交換する以外改造は認められません。
- 5) ラジエター : 純正品とし無改造とします。取り付け位置もメーカー指定の通りとします。
※不凍液(クーラント)の使用は認められません。
温度調整のため、ラジエターにテープを貼る場合、ラジエター本体にテープを1周以上まわし、必ず取れないようにしてください。
- 6) タイヤ : Senior MAX、ドライ / MOJO D5、ウェット / MOJO W2

[カテゴリー名称 ; MAX Novice クラス]

エンジン : MAX EVO エンジンも含み、全ての MAX エンジン、XS キャブレターを使用可とします。

使用部品の互換性規定に関しては、Senior MAX に準じます。

注) エンジン排気側のみリストリクターを装着しなくてはなりません

排気リストリクター : 【 部品番号 273972 】 または 【 部品番号 273196 】

標準排気ソケットに替えて装着しなければなりません。内径 : $\phi 22\text{mm} + 0.2\text{mm}$ 未満で、追加加工はいかなる場合でも 禁止されます。

スキッシュ : 最小値 1.00mm

タイヤ : ドライ/ADVANCED、ウェット / MOJO W2 または、W3 の使用可

第62条 大会の延期、中止または取り止め、および変更に関する事項

「JAF 国内競技規則、カート競技会組織に関する規定」に基づき、主催者は大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。大会全部を中止、あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還される。ただし、保険料は返還されない。

なお、エントラントおよびドライバーは、これによって生じる損失について、主催者に抗議する権利を保有しない。

さらに、主催者は大会審査委員会の承認を得て、大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとする。

また、これに対する抗議は一切認められません。

2018 車両規則表

	Novics	Senior
シャシー	※注1参照	※注1参照
エンジン	Novics仕様	SeniorMax
キャブレター	キャブ自由	デロルトXS
プラグ	プラグ自由	NGK GR9DI-8
オイル	オイル自由	XPS
タイヤ DRY	ADVAN ED(4.5/7.1)	MOJO D5(4.5/7.1)
タイヤ WET	MOJO W2またはW3	MOJO W2(4.5/6.0)
最低重量	155kg	160kg
参加年齢	中学1年生以上～	中学2年生以上～

注1 : JAF 国内カート競技車両規則に合致する第1種競技車両か、特別に主催者が認めたものに限り、
(シャシー改造や加工は禁止) 一般市販品の保護プロテクターは装着可

第63条 緊急医療機関に関して

本大会において、緊急時の搬送指定病院を以下の通りとします。

緊急指定病院 < 江別市立病院 >

〒067-8585 北海道江別市若草町6番地

TEL : 011-382-5151 (代表)

第10章 傷害保険

ドライバー傷害保険

競技に参加する者は、JAF国内カート競技規則 第11章第34条に定める傷害保険に、加入しなくてはなりません。

〔2013年より加入が必要になりました〕

※SLスポーツ安全保険加入が義務付けられます。

注) その他一般の傷害保険加入でも、保障の適用が証明されれば可。

1. 保険金の補償額に関する事項

ドライバーは、死亡・後遺症傷害保障 1,000 万円以上の保障額があること。ピットクルー・メカニックは死亡・後遺症傷害保障 500 万円以上の保障額がある保険加入が推奨となります。

またドライバーは、入院保障額4,000円/日以上、通院保障額1,500円/日以上を確約できる保険であることとなります。

ご不明な点に関しては、レースイベント主催者[オーガナイザー]までお問い合わせください。

2. 保険保証内容に関する事項

一般の損害保険に加入している場合は契約約款を確認し保険の支払い対象を必ず確認してください。

SLスポーツ安全保険は、被保険者（補償の対象となる加入者）が日本国内で団体の活動中および活動に行くまでの自宅との往復中に、急激で偶然な事故により被った被害（日射・熱射病および細菌性・ウイルス性食中毒等含む）による死亡、後遺障害、入院、通院、手術費用などを補償します。

1 死亡事故

通常、事故の日から当日を含め、180日以内に死亡した場合、保険金額全額(普通条件)が支払われます。

2 後遺障害事故

事故の日から当日を含め、180日以内に身体の一部をなくしたり、その機能を奪われた後遺障害は、その程度に応じて保険金額(普通条件)が下記割合で支払われます。

- (1) 終身、自由を行うことが出来ない場合・・・・・・・・・・100%
- (2) 両方の目が見えなくなった場合・・・・・・・・・・100%
- (3) 腕または足（関節より上部）をなくした場合・・・・・・・・60%
- (4) 両方の耳が聞こえなくなった場合・・・・・・・・・・80%
- (5) そしゃくまたは言語の機能をなくした場合・・・・・・・・100%
- (6) 片方の目が見えなくなった場合・・・・・・・・・・60%
- (7) 片方の耳が聞こえなくなった場合・・・・・・・・・・30%
- (8) 片方の耳をなくした場合・・・・・・・・・・3%~10%
- (9) 片方の手の親指（関節より上部）をなくした場合・・・・20%
- (10) 鼻をなくした場合・・・・・・・・・・3%~35%
- (11) 足の親指をなくした場合・・・・・・・・・・10%
- (12) 親指・人差し指以外の手の指1本をなくした場合・・・・10%
- (13) 親指・人差し指以外の足の指1本をなくした場合・・・・5%

※上記各号に該当しない不具廃疾については、保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく身体の完全に棄損された程度に応じてかつ上記各号の区分に準じて50%以内で保険金が支払われる補償がある保険会社に加入してください。

3 傷害を被った入院・通院保険金（普通条件）

損害の結果として平常の業務をきたし、しかも医師の治療を要する場合、平常の業務に従事することができるようになるまで、1日について入院の場合4,000円（180日程度）、通院の場合1,500円（90日程度）が支払われる補償がある保険会社に加入してください。

4 賠償責任保険（一般の損害保険に加入した場合）

賠償保険金が支払われる場合、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償する保険です。 ※加入時に必ず確認してください

5 その他の規定

- (1) 傷害保険または、賠償責任保険の支払は、通常180日で仕切られます。
- (2) 事故による傷害について不具廃疾保険と重複して支払われる場合は、その合算金額が支払われます。
- (3) 健康保険・労災保険、その他の給付には関係なく、保険金は支払われます。
- (4) 他の損害保険会社とSLスポーツ安全保険の両方に加入していた場合、両方の保険会社に請求することが可能です。

6 保険請求についての必要書類

- (1) ケガの程度を証明する所定の医師の診断書
- (2) 全治したときの医師の治癒証明書・・・・・・・・・・・・・傷害事故の場合
- (3) 死亡診断書および戸籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・死亡事故の場合
- (4) 施設または主催責任者の事故確認書・・・・・・・・・・・・・傷害・死亡事故の場合
- (5) 各保険会社による指定報告書類、請求書類など多数・傷害・死亡事故の場合

7 保険請一般的に保険金が支払われない場合

※次にあげるものには、保険金は支払われません。

- 1、被保険者や保険金受け取り人の故意または重大な過失
- 2、被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転による事故
- 3、被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患などを含む）、心神喪失による事故
- 4、被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術、その他の医療処置

※保険金の支払い対象となる傷害を治療する場合は除きます

- 5、むちうち、腰痛、椎間板ヘルニア、野球肩、テニスひじ、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグッド病、などの持病や医学的他覚所見のない症状、靴ずれ、その他の急激、偶然、外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害、成長痛、加齢に伴う変形性関節症、変形性腰椎症など
- 6、地震、噴火、津波、戦争、その他の変乱（テロ行為によるケガは対象となります）でのケガ、放射線の汚染などによる人体被害
- 7、急性心不全、脳内出血、血管疾患、その他の突然死（共済見舞金の対象となります）